

楽ノリレンタカー 貸渡約款

RAKUNORI RENTACAR

第 1 章 総則
第 1 条 (約款の適用)
当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車 (以下「レンタカー」といふ) を借受人に貸渡するものと、借受人は、第 8 条第 3 項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者にこの約款の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとする。なお、この約款に定める事項については、第 40 条の細則、法令又は一般の慣習によるものとする。
2. 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約にすることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとする。

第 2 章 予約
第 2 条 (予約の申込み)
借受人は、レンタカーを借受人にあつては、この約款及び細則の料金表等と同意のうえ、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他借受条件 (以下「借受条件」といふ) を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、マイクログラスについては、運行区間又は先行、利用者人数および、使用目的も借受条件として明示して予約の申込みを行うものとします。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあつたときは、第 36 条第 1 項の規定に基づき代理貸渡しを行う場合 (同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代車として貸渡する場合を含みます。) を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとする。
3. 当社は、ネット予約において、当社からの予約確認メールがお客様の記載したアドレスに返信できない場合は、当該予約を不成立の扱いとします。
第 3 条 (予約の変更)
借受人は、前条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとする。

第 4 条 (予約の取消し等)
借受人は、当社の承諾を得て予約を取消しことができます。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約 (以下「貸渡契約」といふ) が締結されなかったときは、予約が取消しされたものとする。
3. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消し手数料を当社に支払うものとし、当社はその予約取消し手数料の支払いがあつたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
4. 当社の都合により予約が取消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとする。
5. 事故、盗難、不発達、リコール等又は災害その他の借受人もしくは運転者の責任でもしける事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約が取消しされたものとする。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

当社は、借受人から予約の申込み等種クラスのレンタカーの貸渡しできないときは、借受人に対し、予約した車種クラスを申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約の同一借受条件で代替レンタカーを貸渡するものとする。この場合借受人は、代替レンタカーのうち、いずれか貸渡料金の低い方の料金を支払うものとする。
3. 借受人が第 1 項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶した場合は、予約を取り消すことができるものとする。この場合において、貸渡しできない原因が当社の責めに帰すべき事由によるときは、第 4 条第 4 項に準じて取扱い、当社の責めに帰さない事由によるときは、第 4 条を適用し、予約が取消しされるものとする。

第 5 条 (費用)
当社及び借受人は、予約が取消しされ、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第 4 条および第 5 条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとする。

第 7 条 (予約業務の代行)
借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う予約センター、旅行代理店、提携会社等 (以下「代行業者」といふ) において予約の申込みをすることができます。

2. 代行業者が前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申込みすることができるものとする。
第 8 章 貸渡し
第 8 条 (貸渡契約の締結)
借受人は第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等を用い貸渡し条件を明示し、貸渡契約を締結するものとする。ただし貸渡できないレンタカーがない場合、又は借受人もしくは運転者が第 9 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2. 貸渡契約が締結した場合は、借受人は当社に第 11 条第 1 項に定める貸渡し料金を支払うものとする。
3. 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達に基づき、貸渡簿 (貸渡原簿) および第 14 条第 1 項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類および運転免許の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者 (以下「運転者」といふ) の運転免許の提示を求め、当社が必要と認めた事項を提出することとする。この場合、借受人は、自己が運転者であることを自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとする。
4. 過去 1 年間の基本通達とは、国土交通省自動車交通運輸局「レンタカーに関する基本通達」 (自第 138 号平成 7 年 6 月 13 日) の 2、(10) (11) をいいます。
※運転免許とは、道路交通法第 92 条に規定される運転免許のうち、道路交通法施行規則第 19 条別記第 14 号の免許 (1) をいいます。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に対し、運転免許の他に当社が指定する補助書類の提示を求め、提示されず書類の不備をすることがあります。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。
第 9 章 (貸渡契約の締結)
借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結することができないものとする。
(1) 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
(2) 酒気を帯びていると認められるとき。
(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー類による中毒症状等を見ていると認められるとき。
(4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6 才未満の幼児を同乗させるとき。
(5) 監禁刑、暴力団関係の構成員もしくは関係者、又はその他の反社会的組織に属している者であることと認められるとき、または暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力もしくは関与し、または暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。

(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞りした事項があるとき。
(3) 過去の貸渡しにおいて、第 17 条各号に掲げる行為があつたとき。
(4) 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とする。
(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があつたとき。
(6) 当社の取扱いに際し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力行為若しくは言語的侮辱を行ったとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
(7) 施設を汚損し、又は騒音若しくは騒動を用いて当社の信用を損じ、又は業務を妨害したとき。
(8) 別途明示する貸渡条件その他の条件を満たしていないとき。
(9) その他当社が不適当と認めるとき。
3. 第 2 項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあつたものとして取扱い、借受人は第 4 条第 3 項に準じて予約取消し手数料を支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
第 10 章 (貸渡契約の成立等)
貸渡契約は、借受人の署名を有し、当社に貸渡料金を支払い、借受人又はレンタカー (付属品を含む。以下同じ) を引渡したときに成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。
2. 前項の引渡しは、第 2 条第 1 項の借受開始日時及び借受場所で行うものとする。
第 11 条 (貸渡料金)
貸渡料金は、下記の合計金額をいうものとし、契約した貸渡期間に相応する料金を貸渡契約締結時に受領します。又、当社はそれぞれ金額又は計算根拠を料金表に明示します。
(1) 基本料金
(2) 免許補償制度附加料
(3) オプション料金
(4) 乗捨手数料
(5) 燃料
(6) 駐車取料
(7) その他の料金
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長 (兵庫県にあつては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下第 14 条第 1 項においても同じとします。) に届け出て実施している料金によるものとする。
3. 第 2 条から予約をした後、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して、低い貸渡料金によるものとする。
4. レンタカー返還時、第 1 項で受領した料金以上に延長料金、事故および免責額、休車補償料、返還場所変更過剰等の追加料金が発生した場合は、返還時に精算しなければならないものとする。
5. 貸渡料金は、第 11 条第 1 項に定められるものとする。
第 12 条 (借受条件の変更)
借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとする。
2. 当社は、前項による借受条件の変更により貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。
第 13 条 (点検整備)
当社は、第 36 条第 1 項の規定に基づき代理貸渡しを受けているレンタカーを含め、道路運送車両法第 47 条の 2 (日常点検整備) および第 48 条 (定期点検整備) に定める点検し、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡するものとする。
2. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること並びに別記の点検票に基づき車体外部に整備不良がないことその他レンタカーが整備不良がないことを確認するものとする。
3. 当社は前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとする。
4. チャイルドシートは、借受人がその責任において適正に装着するものとする。当社が装着の責任を負うことがあつても、チャイルドシート装着の責任は、借受人が負うものとする。
第 14 条 (貸渡契約の成立等)
当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用に、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとする。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還するときに、貸渡料金を当社に返還するものとする。

第 15 条 (借受人の管理責任)
借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間 (以下「使用中」といふ)、善良な管理者の注意義務をもつてレンタカーを使用し、保管するものとする。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用方法を遵守しレンタカーを使用するものとする。
第 16 条 (日常点検整備)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前日に道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施し、必要な整備を実施しなければならないものとする。
第 17 条 (禁止行為)
借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
(1) 当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けなくして、なくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
(2) レンタカーを特定の用途以外に使用し又は第 8 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
(3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することとなる一切の行為を行うこと。
(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造もしくは改造した等その原状を変更すること。
(5) 当社の承諾を受けなくして、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
(7) 当社の承諾を受けなくしてレンタカーについて損害保険に加入すること。
(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
(9) 電気自動車、又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
(10) 電気自動車又は充電器等の充電取扱い若しくは不注ぎにより生じた事故については、当社は一切の責任を負わないものとする。
(11) 電気自動車又は充電器等の充電取扱い若しくは不注ぎにより、エアコンディショナーやオーディオの使用状況等により、走行距離は大きく変われることを了承し、早めの充電を心がけること。尚、当社に設置された充電器以外で充電する場合の費用は借受人の負担とし、当該充電に関する手続き等は当社が当該充電設備管理者との間で行うものとする。
(12) 利用中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用は借受人の負担とし、当社はかかる責任を負わないものであること。但し、充電切れ等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。
(13) 当社の承諾を受けなくして、ペットを同乗させること。又、承諾を受けた場合でも、車内でペットをケージから出すこと。
(14) その他第 8 条第 1 項の借受条件に違反する行為。
第 18 条 (自動車庫の維持管理)
借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署に届出し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取等々の諸費用を納付するものとする。
2. 当社は、警察がレンタカーの違法駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動せよ、と引き取り、レンタカーの借受期間満了時又は当社が指定する時までには管轄警察署に届出して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、借受人は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は前項の指示を行ったときは、借受人又は運転者に対して、通知記録の状況や交通違反告知書、検取記録等により確認するものとします。違反処理の確認できない場合には、処理できない借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また当社は借受人又は運転者に対して、放逐駐車をした事実を反則金等と併せて、警察署等へ届出し、警察署等へ出頭し、警察署等との間で、自賠責保険等を含む旨の当社所定の文書 (以下「自賠責」といふ) に自ら署名することを求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
4. 当社が必要と認めた場合は、当社は警察に対して自賠責および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放逐駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める声明書および自認書ならびに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。
5. 借受人が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放逐違反金納付命令を受け、放逐違反金を納付した場合は借受人又は運転者の探索に要した費用もしくは車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人に対し、次に掲げる金額 (以下「駐車違反関係費用」といふ) を請求するものとする。この場合、借受人は、当該指示を受ける期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。
(1) 放逐違反金相対額
(2) 当社が別に定める駐車違反返約金
(3) 探索および車両の移動、保管、引取等に要した費用。
6. 当社が前項の放逐違反金納付命令を受けたときは、又は借受人が当社指定する期日までに同項に規定する請求額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム (以下「全し協システム」といいます。) に登録する等の措置をとるものとする。
7. 第 1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金を納付すべき事項において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当社のためにしないときは、当社は第 5 項に定める放逐違反金および、駐車違反返約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金 (次項において「駐車違反金」といいます。) を申し受けることができるものとする。
8. 第 6 項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第 5 項第 3 号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第 6 項に規定する全し協システムに登録する等の処置をとらず、又は既に全し協システムに登録したデータを削除するものとする。
9. 借受人が、第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後述当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は自賠責を提出したことで等により、放逐違反金納付命令が取り消され、当社が放逐違反金の交付を受けたときは、当社は既に支払った放逐違反金関係費用のうち、放逐違反金を相当する額を借受人に返還するものとする。第 7 項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とする。
第 6 項の規定により、全し協システムに登録された場合において、反則金が交付されたこと等により、放逐違反金全額が取り消され、又は第 5 項に規定する当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は自賠責システムに登録したデータを削除するものとする。
第 19 条 (GPS 機能)
借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム (以下「GPS 機能」といいます) が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。
(1) 貸渡契約終了時にレンタカーが所定の場所に、返還されたことを確認するため。

(2) 第 25 条各項に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカー現在位置等を確認するため。
(3) 借受人又は運転者は、貸渡期間中に GPS 機能を利用して記録された情報に基づき、運転経路の向上等へのマーケティング分析に利用するため。
2. 借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとする。
第 20 条 (ドライブレコーダー)
借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び、運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。
(1) 事故が発生した場合に、事故発生時状況を確認するため。
(2) レンタカーの管理に際し、事故発生時状況を認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
(3) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
2. 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとする。

第 5 章 返還
第 21 条 (返還責任)
借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに前項の返還場所において当社に返還するものとする。
2. 借受人又は運転者が前項に違反したときは、借受人はそれにより当社に与えた損害を賠償するものとする。
3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。
第 22 条 (返還時の確認等)
借受人又は運転者は、当社社会員のもとにレンタカーおよび用品を返還するものとする。この場合、適宜の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとする。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあつては、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとする。
3. 借受人は、レンタカー返還時に燃費料金、付帯料金、燃料代金等の未精算の貸渡料金等がある場合は、借受人はこれらの料金を支払うものとする。又、レンタカー返還時において、燃料が未給満 (満タンでない) の場合には、借受人は、当社が別途定める規定に従い賸出し燃料代を支払うものとする。
第 23 条 (借受期間変更時の貸渡料金)
借受人又は運転者は、借受期間満了時において借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。
2. 借受人は、第 12 条による当社の承諾を受けることなく借受期間を延長した場合は、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の 2 倍額の違約料を支払うものとする。
第 24 条 (返還場所等)
借受人は、第 12 条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとする。
2. 借受人又は運転者は、借受人および当社が契約している保険会社に協力し、必要な書類を遅滞なく提出することとする。
3. 事故に相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。
第 25 条 (返還場所の変更)
借受人は、第 12 条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとする。
2. 借受人又は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会 (以下「全し協」といふ) に対し、不返還被害報告をするものとし、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証等を含む個人情報 (個人番号除く) を、第 35 条第 3 項の第 2 項に規定する期間並びに自費で、全し協システムに登録する等の措置をとるものとする。
3. 前項の通知、催告、貸渡し及び貸渡しについて賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。
第 6 章 故障、事故、盗難等
第 26 条 (故障発見時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社又は、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うものとする。
第 27 条 (盗難発見時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。
(1) 直ちに事故の状況等を含むレンタカー又は、当社指定連絡先に報告し、当社の指示に従うこと。
(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
(3) 故障等が発生し事前に存在した欠陥、不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。
(4) 事故に相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか自らの責任において事故の処理、解決を行うものとする。
3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
4. 当社は、事故発生時状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動がかされた場合等の状況を記録するものとする。
5. 故障等が発生したと認められる場合は、前項の記録を検証するなどの措置を取るものとする。
第 28 条 (盗難発生時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
(1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
(2) 直ちに所在状況等を含むレンタカーの盗難に関する情報を当社に報告し、その指示に従うこと。
(3) 盗難その他の被害に関し、当社および当社が契約している保険会社との調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
2. 29 条 (使用不能による貸渡契約の終了)
使用中において故障、事故、盗難その他の事由 (以下「故障等」といふ) によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
2. 借受人は、前項の場合、レンタカーの取り扱および修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。
3. 故障等が発生し事前に存在した欠陥、不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 2 項に準じます。
4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とする。
5. 借受人が借受人、運転者及び当社にのしける責めを全うできない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
6. 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定められた以外のかかる請求もできないものとする。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第 30 条 (賠償および費用補償)
借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー (第 5 条第 1 項の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。) に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。
2. 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損 (車内装備の損傷、シートの傷つけ等含む)、臭気等により、当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定める損害を賠償し、又は営業補償をするものとする。
3. 故障等が発生し事前に存在した欠陥、不具合その他レンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー (第 5 条第 1 項の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。) の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
第 31 条 (賠償および費用補償)
借受人が前条第 1 項又は第 3 項の賠償責任を負うとき及び、運転者が前条第 3 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは当社が定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。ただし、その保険約款又は補償制度の免責事項に該当するときはその保険約款又は補償金は支払われません。
(1) 対人補償 1 名につき無制限 (自賠責保険を含む)
(2) 対物補償 1 事故につき無制限 (免責額 5 万円)
(3) 車両補償 1 事故につき時価まで (免責額 5 万円ただし、バス、大型貨物車 10 万円)
(4) 人身傷害補償 1 名につき 3,000 万円まで (人身傷害補償のうち、お支払額は加入保険会社の約款に定められた基準での実損払いとなります)
2. 借受人および当社が提出しない損害および、その他借受人又は運転者の過失に起因するときは、前項に定める保険金は支払われません。
3. 保険金又は補償金が支払われない損害および第 1 項の定めによる料金を支払われる保険金額又は補償金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号) 第 2 条に基づき激甚災害を指定された被害にや、滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することと要しないものとする。
4. 当社の取り扱う商品、サービスの開陳、又は顧客満足度向上策等の検討イベント、キャンペーンなどの開催について宣伝広告物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内するため、
5. 個人情報等を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
第 35 条 (個人情報の取扱いおよび利用の同意)
借受人は、借受人又は運転者は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
第 36 条 (個人情報の取扱い)
借受人は、当社が第 34 条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとする。
2. 借受人は、利用事項、用途、借受開始日時等の、レンタカーの借受に関する情報および借受人の氏名、住所等の個人情報を以下の提供先へ提供することに同意するものとする。
提供先：データバンク株式会社
住所：神奈川県横浜市西区 3-30-8
利用目的：予約・運行管理、事故対応および借受人に商品、サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うこと。データバンク株式会社と情報提供契約を結んだ予約センター受付会社、および Web 会員登録会社において、予約、運行管理、事故対応および借受人に、商品の企画、開発あるいは顧客満足度向上策等の参考にする目的で、当社のお客様対応についてアンケート調査を実施すること。
3. 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報 が、全し協システムに 7 年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれら 3 の会員であるレンタカー事業者により貸渡契約締結の際の審査のため利用されることに同意するものとする。
(1) 当社の第 31 条第 1 項に定める個人情報に該当する個人情報の提供を受けたとき。
(2) 当社に対して第 18 条第 5 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
(3) 第 25 条第 3 項に規定する不返還があつたと認められる場合
2. 運転者が前項第 3 号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報 が、全し協システムに 7 年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。
3. 借受人又は運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、当社が保有する個人情報が一不正確又は誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正又は削除に応じるものとする。
第 10 章 雑則
第 36 条 (代理貸渡し)
当社は、借受人の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡しすることができる旨の申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含みます。) においては、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得る場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとする。(これを「代理貸渡し」といいます。)
2. 代理貸渡しを行う場合には、借受人は、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとする。
3. 代理貸渡しを行う場合は、当該レンタカーを貸渡する事業者の貸渡約款を適用するものとする。
4. 代理貸渡しを行う場合は、借受人は、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとする。
5. 代理貸渡しを行う場合は、借受人は、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとする。
6. 代理貸渡しを行う場合は、借受人は、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとする。
7. 代理貸渡しを行う場合は、借受人は、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとする。
第 42 条 (邦文約款と英文約款)
邦文約款と英文約款の文章又は用語に齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。
第 43 条 (準則)
この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準じ、同法によって解釈されるものとする。
この約款に基づく権利および義務については、新約款にかかわらず当社が本店、支店又は営業店舗の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

期日：本約款は、2011 年 (平成 23 年) 10 月 1 日から施行します。

期日：本約款 (一部改定) は、2016 年 (平成 28 年) 3 月 1 日から施行します。

期日：本約款 (一部改定) は、2019 年 (令和 1 年) 7 月 1 日から施行します。

期日：本約款 (一部改定) は、2020 年 (令和 2 年) 3 月 1 日から施行します。

期日：本約款 (一部改定) は、2020 年 (令和 2 年) 9 月 1 日から施行します。